

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和6年12月5日（令和6年（行情）諮問第1343号ないし同第1345号）

答申日：令和8年3月13日（令和7年度（行情）諮問第1005号ないし同第1007号）

事件名：「極めて現実的なシミュレーション」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「極めて現実的なシミュレーション」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「極めて現実的なシミュレーション」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書3」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の3に掲げる各文書（以下、順に「文書2」ないし「文書28」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年2月17日付け防官文第3084号、同年7月6日付け同第14878号、令和6年8月30日付け同第19629号、同日付け同第19631号及び同日付け同第19632号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分5」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1について

ア ないしキ （略）

(2) 原処分2について

アないしキ (略)

(3) 原処分3について

不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(4) 原処分4及び原処分5について

アないしエ (略)

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ及びキ (略)

ク (略)

他に文書がないか確認を求める。

(略)

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

(1) 原処分1及び原処分3について(令和6年(行情)諮問第1343号)

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3に掲げる文書2及び文書26の2文書(以下、併せて「本件対象文書1」という。)を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年2月17日付け防官文第3084号により、文書2について、法9条1項に基づく開示決定処分(原処分1)を行った後、文書26については、法5条3号及び5号に該当するため、令和6年8月30日付け防官文第19629号により、法9条2項に基づく不開示決定処分(原処分3)を行った。

本件審査請求は、原処分1及び原処分3に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年8か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

(2) 原処分4について(令和6年(行情)諮問第1344号)

本件開示請求は、本件請求文書2の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、別紙の2に掲げる文書1（以下「先行開示文書」という。）並びに別紙の3に掲げる文書3、文書4、文書14ないし文書18及び文書27（以下、併せて「本件対象文書2」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年4月27日付け防官文第9669号により、先行開示文書について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分を行った後、令和6年8月30日付け防官文第19631号により、本件対象文書2について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分4）を行った。

本件審査請求は、原処分4に対して提起されたものである。

(3) 原処分2及び原処分5について（令和6年（行情）諮問第1345号）

本件開示請求は、本件請求文書3の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の3に掲げる文書3ないし文書25及び文書28（以下、併せて「本件対象文書3」という。）を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年7月6日付け防官文第14878号により、文書17について、法9条1項に基づく開示決定処分（原処分2）を行った後、令和6年8月30日付け防官文第19632号により、残りの行政文書について、法5条1号、第3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分5）を行った。本件審査請求は、原処分2及び原処分5に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分2に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年4か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起されており、それらにも対応していたことから、本件諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2ないし原処分5において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 原処分1及び原処分3について

ア ないしオ （略）

カ 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書1のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

キ (略)

ク 審査請求人は、「不開示決定の取り消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分3においては、文書26の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2(1)のとおり、その全てが同条3号及び5号に該当するため不開示としたものである。

ケ 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分1及び原処分3を維持することが妥当である。

(2) 原処分4について

アないしウ (略)

エ 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分4においては、本件対象文書2の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2(2)のとおり、本件対象文書2の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

オないしク (略)

ケ 上記(1)ケと同旨。ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのを「原処分4」と読み替える。

(3) 原処分2及び原処分5について

アないしキ (略)

ク 上記(2)エと同旨。ただし、「原処分4」とあるのを「原処分5」、「本件対象文書2」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

ケ (略)

コ 上記(1)カと同旨。ただし、「本件対象文書1」とあるのを「本件対象文書3」と読み替える。

サ 上記(1)ケと同旨。ただし、「原処分1及び原処分3」とあるのを「原処分2及び原処分5」と読み替える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和6年12月5日 諮問の受理(令和6年(行情)諮問第1343号ないし同第1345号)
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受(同上)
- ③ 同月19日 審議(同上)
- ④ 令和8年3月9日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分、令和6年(行情)諮問第1343号ないし同第1345号の

併合及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1及び原処分2に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 本件請求文書1に係る文書の特定について

本件請求文書1に係る開示請求書の「「極めて現実的なシミュレーション」(令和4年12月16日岸田内閣総理大臣会見)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。【裏面をご参照下さい】」との記載及び添付資料から、本件開示請求は、防衛力の強化に係るシミュレーションに関する文書及び当該文書をつづっている行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書1を特定し、文書2につき先行開示決定(原処分1)を行い、文書26につき原処分3を行った。

イ 本件請求文書2に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「防官文第3084号(2022.12.21-本本B2233)」とは、本件請求文書1に対する処分庁の先行開示決定(原処分1)である。

本件開示請求は、本件請求文書1の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書1の受付日の翌日(令和4年12月22日)から本件開示請求の受付日(令和5年2月27日)までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、先行開示文書及び本件対象文書2を特定し、先行開示文書につき先行開示決定を行い、本件対象文書2につき原処分4を行った。

ウ 本件請求文書3に係る文書の特定について

本件開示請求文言にいう「防官文第9669号(2023.2.27一本本B2842)」とは、本件請求文書2に対する処分庁の先行開示決定である。

本件開示請求は、本件請求文書2の開示請求に係る先行開示決定で残りの部分とされた文書及び本件請求文書2の受付日の翌日(令和5年2月28日)から本件開示請求の受付日(同年5月8日)までにつづられた文書の開示を求めているものと解し、これに該当する文書として、本件対象文書3を特定し、文書17につき先行開示決定(原処分2)を行い、残りの行政文書につき原処分5を行った。

エ 本件各審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、先行開示文書及び本件対象文書以外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) これを検討するに、上記(1)アないしウの本件対象文書の特定方法に問題はなく、上記(1)エの探索状況を踏まえると、先行開示文書及び本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に特段不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1及び番号2に掲げる不開示部分について

当該不開示部分には、国会議員の質問の趣旨や理由及び国会議員の氏名等が記載されていると認められる。

ア 当該部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該不開示部分は、国会議員とのやり取りや国会議員から公開を前提とせず入手した内容及び国会議員からの要求に基づき提供した資料であり、これを一方的に公にすると、国会議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした。

イ 当該不開示部分は、これを公にすることにより、国会議員との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足りる事情も認められない。

したがって、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、別表

の番号1は、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

ア 当該文書を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、次のとおり説明した。

当該文書は、防衛力の強化に係るシミュレーションに関する政府内における具体的な検討の経緯や結果が記載された文書であり、いずれも公表していない。

当該文書は、その件名を含め、これを公にすれば、我が国の将来の防衛力強化に関して、安全保障上の関心事項や課題等が推察され、我が国と敵対する勢力等がこれを把握することで妨害行為や対抗措置を容易ならしめ、ひいては国の安全が害されるおそれがある。また、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、国家安全保障に関する政府の業務の遂行に支障が生じるおそれがある。したがって、本件開示請求においては、当該文書の全てを不開示とした。

イ 当審査会において当該文書を見分したところ、当該文書には、将来の防衛力強化に関する政府内における具体的な協議・検討内容が記載されていることが認められる。

我が国の国家安全保障の重要性に鑑みると、これを公にすることにより、我が国の安全保障上の情報関心や課題等が推察され、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、国の安全が害されるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は首肯できる。

したがって、当該文書は、これを公にすることにより、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められることから、法5条3号に該当し、同条5号について判断するまでもなく、その全部を不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、先行開示文書及び本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有している

とは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び6号柱書きに該当すると認められるので、同条1号及び5号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書1 (令和6年(行情)諮問第1343号)

「極めて現実的なシミュレーション」(令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

【裏面をご参照下さい】

(2) 本件請求文書2 (令和6年(行情)諮問第1344号)

「極めて現実的なシミュレーション」(令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第3084号(2022.12.21-本本B2233)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2022.12.21-本本B2233)の後に綴られた文書の全て(但し防衛省ホームページに掲載されたものは除く)。

(3) 本件請求文書3 (令和6年(行情)諮問第1345号)

「極めて現実的なシミュレーション」(令和4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見)に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第9669号(2023.2.27-本本B2842)で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023.2.27-本本B2842)の後に綴られた文書の全て(但し防衛省ホームページに掲載されたものは除く)。

2 先行開示文書(令和6年(行情)諮問第1344号)

文書1 シミュレーションの概要

3 本件対象文書

文書2 防衛力整備計画の概要

文書3 令和5年2月3日(金) 衆・予算委 本庄 知史君(立憲)

問1

文書4 令和5年2月6日(月) 衆・予算委 穀田 恵二君(共産)

問4

文書5 令和5年3月9日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)

問1

文書6 令和5年3月9日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)

問手持ち

文書7 令和5年3月17日(金) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)

問6

文書8 令和5年3月30日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)

問6

- 文書9 令和5年3月30日(木) 参・外防委 小西 洋之君(立憲)
問7
- 文書10 令和5年4月18日(火) 衆・安保委 斎藤 アレックス君
(国民) 問3
- 文書11 令和5年4月18日(火) 衆・安保委 斎藤 アレックス君
(国民) 問手持ち
- 文書12 令和5年4月25日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立
憲) 問6
- 文書13 令和5年4月25日(火) 参・外防委 小西 洋之君(立
憲) 問手持ち
- 文書14 資料要求回答(令和5年1月)
- 文書15 資料要求回答(令和5年2月)①
- 文書16 資料要求回答(令和5年2月)②
- 文書17 資料要求回答(令和5年2月)③
- 文書18 説明要求使用資料(令和5年2月)
- 文書19 資料要求回答(令和5年4月)
- 文書20 説明要求使用資料(令和5年4月)
- 文書21 説明要求手持ち想定(令和5年4月)
- 文書22 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書
- 文書23 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(一問一答)
- 文書24 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(説明要旨)
- 文書25 衆議院議員原口一博君提出防衛力強化に係るシミュレーション
に関する質問に対する答弁書(参考資料)
- 文書26 開示請求された「「極めて現実的なシミュレーション」(令和
4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見)に関して行政文
書ファイル等に綴られた文書の全て。」に係る行政文書
- 文書27 開示請求された「「極めて現実的なシミュレーション」(令和
4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見)に関して行政文
書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第3084号
(2022.12.21一本本B2233)で残りの部分とさ
れた全て、及び当該請求(2022.12.21一本本B22
33)の後に綴られた文書の全て(但し防衛省ホームページに
掲載されたものは除く)。」に係る行政文書のうち、文書3、
文書4及び文書14ないし文書18以外の文書
- 文書28 開示請求された「「極めて現実的なシミュレーション」(令和

4年12月16日岸田内閣総理大臣記者会見) に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第9669号(2023. 2. 27-本本B2842) で残りの部分とされた全て、及び当該請求(2023. 2. 27-本本B2842) の後に綴られた文書の全て(但し防衛省ホームページに掲載されたものは除く)。」に係る行政文書のうち、文書3ないし文書16及び文書18ないし文書25以外の文書

別表（原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由）

番号	文書名	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 3	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 1 0		
	文書 1 2		
	文書 1 9	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 2 5	2 9 枚目及び 3 0 枚目のそれぞれ一部	
2	文書 3	6 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 4		
3	文書 2 6	全て	公にすることを前提としない文書及びその関連文書であり、具体的な検討の経緯、協議の内容、それらの内容の推認を可能とする情報が記載されており、件名、件数等を含めて、これを公にした場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなり、敵対する勢力等からの妨害や対抗措置を容易ならしめ、我が国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、国の機関の内部における審議、検討又は協議に関する情報であり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 7		
	文書 2 8		

※当審査会事務局で整理した。